

条例案第4号

議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別紙、「議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例」を議決されたく、
会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年11月30日提出

加西市議会議長 森元清蔵様

提出者	加西市議会議員	繁田基
賛成者	〃	後藤千明
〃	〃	井上智章
〃	〃	桜井光男
〃	〃	高見忍
〃	〃	森田博美
〃	〃	吉田稔

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例（平成14年加西市条例第24号）の一部を次のように改正する。

本則中「100分の212.5」を「100分の195」に、「100分の232.5」を「100分の200」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

本則中「100分の195」を「100分の190」に、「100分の200」を「100分の205」に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。